

平成28年
4月から

川崎市総合事業の利用の流れ

65歳以上のすべての方

相談

お近くの区役所・地区健康福祉ステーションの
介護保険担当窓口や地域包括支援センターで、
目的や希望するサービスを伝えます。

要介護・要支援認定を受けます

認定結果

要支援1・2の方

非該当（自立）の方

基本チェックリストの実施による対象者の判定

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問
です。体力や気力などの生活していくうえで必要な
生活機能をチェックします（地域包括支援センター
で実施します）。

事業対象者

非該当（自立）の方

地域包括支援センター等が介護予防ケアマネジメントを実施
ケアプランの作成

訪問介護・通所介護
を希望の方はこちら

介護予防
サービスを利用

（福祉用具貸与、
訪問看護等）

介護予防給付

介護予防・生活支援サービス事業

を利用

一般介護予防事業を利用

介護予防・日常生活支援総合事業

川崎市総合事業に関するお問い合わせ先

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル

0570-040-114

受付時間 8:30~17:15 月~金曜日（祝日、12/29~1/3を除く）

お電話の際は、「総合
事業のリーフレットを
見た」とお伝えいた
だとスムーズです。

新しく 川崎市介護予防・
日常生活支援総合事業
が始まります!



いつまでも
自分らしく暮らすために
地域ですすめる介護予防

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要

平成28年4月から、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険サービスのうち、「**介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）**」と「**介護予防通所介護（デイサービス）**」が介護保険の介護予防サービスから、川崎市が実施する介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として実施されます。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」を行います。総合事業の実施により、高齢者の社会参加を促進し、要介護・要支援に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指します。

川崎市が実施する総合事業ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

平成28年4月から新たに「介護予防のための」
川崎市訪問型サービスと通所型サービスが開始されます！

利用対象者

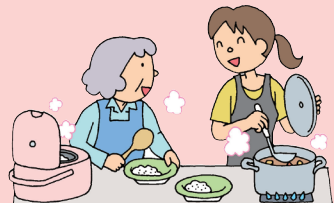
- 「要支援1・2」の方で、認定有効期間の開始年月日が平成28年4月1日以降の方または
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方

サービス内容

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスを受けることもできます。



通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けることができます。

※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービスを受けることもできます。



適切にサービスを行うための「介護予防ケアマネジメント」

地域包括支援センター等では、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。

本人や家族の希望や生活機能の状態などをふまえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。また必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

これまでの要介護・要支援認定に加えて
新しい判定区分「事業対象者」が新設されます！

事業
対象者
とは？

平成28年4月から川崎市で開始する訪問型サービスと通所型サービスのみを利用することができる新しい判定区分です。

要介護・要支援認定の結果、「非該当」の判定区分となった方で、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストにより総合事業サービスを利用する必要があると判定された方です。（65歳以上のみ）

一般介護予防事業

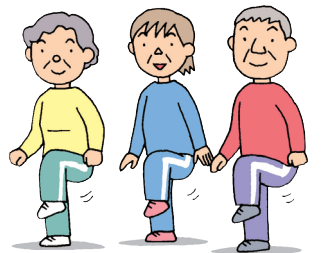
利用対象者

- すべての65歳以上（第1号被保険者）の方

サービス内容

介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレットの配布や健康講座・講演会などの開催などによって、自立した生活のための介護予防活動の重要性を周知します。



いこい元気広場事業

川崎市内にお住まいの65歳以上の方を対象に、市内すべての「いこいの家」で、毎週1回、専門の指導員による転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに役立つミニ講座を実施しています。参加期間は6か月間です。

※ただし、医師から運動を禁止されている方や、要介護1～5の認定を受けている方は対象となりません。

地域介護予防活動支援事業

地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行います。

総合事業についてよくある質問



Q 「事業対象者」は訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できないの？

A 訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できません。介護保険サービスの必要がある方は要介護・要支援認定が必要となります。

Q 現在「要支援者」でデイサービスセンター（介護予防通所介護の利用）に通っているが、何か手続きが必要ですか？

Q 現在「要支援者」でヘルパーさんに来てもらっている（介護予防訪問介護の利用）が、これまでと何が変わるの？

A 役所での新たな手続きはありません。利用するサービス内容も変わりませんので、今までどおりご利用いただけます。

Q 要介護の人も総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを利用できるの？

A 総合事業は、要支援1・2または事業対象者の方が利用できる介護予防のためのサービスです。そのため、要介護1～5の方は総合事業のサービスをご利用できません。